

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 26 日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局
外国語教育推進室

教育機関の教育活動の実施が困難な場合等における「教育」又は
「教授」の在留資格を取得する又は有する外国人の入国・再入国に
ついて

現在、我が国においては、新型コロナウイルス感染症対策として水際措置が講じられており、一定の国・地域に滞在歴がある外国人について、特段の事情がない限り、入国は原則拒否されているところです。

今般、別添（法務省ホームページ掲載抜粋）の通り、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の措置に関し、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして入国・再入国を許可することのある具体的な事例として、「教育」又は「教授」の在留資格を取得する又は有する外国人で、所属又は所属予定の教育機関に欠員が生じており、その補充がないと当該教育機関の教育活動の実施が困難となるなどの事情を解消するために入国・再入国の必要があるものとして一定の条件の下に入国が認められることになりました。

ここでの「教育機関」には、国公私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学校が含まれ、また「欠員が生じており」には、学校の設置者等が独自に任用等を行う外国語教育を担当する教師や外国語指導助手（ALT）等が欠けていることも該当し得ますが、各学校の個別の状況が上記条件に該当するかどうかについては、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館において査証の発給を受ける際に、個別に審査されますのでご注意ください（文部科学省が判断を行うものではありません）。

なお、JETプログラムによるALTの招致については、別途関係機関間で調整を進めており、令和2年7月8日付けの総務省・外務省との連名の事務連絡においてお伝えさせていただいた通り、招致が可能となった段階で、別途、実際の対応を行う一般財団法人自治体国際化協会からお知らせします。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所管の学校に対し、附属学校を置く各国立大学附属学校事務主管課におかれては、設置する附属学校に対し、本事務連絡の趣旨についてご周知いただくようお願いいたします。

<本件担当>

文部科学省初等中等教育局
外国語教育推進室 事業推進係
03-5253-4111（内線 3480）
03-6734-3480（直 通）